

社会福祉法人 相模翔優会
ル・リアンふかみ 利用契約書

第1条（サービスの目的及び内容）

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、可能な限り入居者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等のサービスを提供します。
- 2 サービス内容の詳細は、別紙「利用別紙1」「重要事項説明書」に記載のとおりとします。

第2条（契約の有効期間）

- 1 この契約の有効期間（入居期間）は、令和____年____月____日から令和____年____月____日までとします。
- 2 上記の契約期間満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の意思表示が無い場合は、事業者が利用者に対し契約更新の意思を確認し、自動的に更新するものとします。その場合の契約期間は、次の要介護認定期間とし、それ以降の更新についても同様とします。

第3条（施設サービス計画等）

- 1 事業者は、利用者の心身の状況及びその意向を踏まえて、「施設サービス計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。施設サービス計画を作成した場合には、利用者に説明のうえその写しを交付します。
- 2 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合には、速やかに施設サービス計画の変更等の対応を行います。

第4条（入院期間中の取り扱い）

事業者は、利用者が入居期間中、医療機関に入院した場合であって、入院の日から3ヶ月以内に施設に復帰することが明らかに見込まれるときは、入退院の手続その他必要な便宜を提供するとともに、止むを得ない事情がある場合を除き、退院後、円滑に再入居できるようにします。

第5条（身体的拘束の禁止）

- 1 事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 2 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は直ちにその日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、施設サービス提供記録書等の書面に記録します。

第6条（高齢者虐待防止対策）

事業者は、サービス提供にあたり「高齢者虐待の防止。高齢者の養護者に対する法律」に基づき高齢者の虐待する行為を行いません。

第7条（サービス提供の記録等）

事業者は、サービスの提供について記録し、その記録はサービス提供完結後より5年間保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

第8条（利用者負担金及びその滞納）

- 1 サービスに対する利用者負担金は、別紙に記載するとおりとします。ただし、契約期間中、介護保険法等の関係法令の改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
- 2 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払わないときに限り、文書によりこの契約を解除することができます。
- 3 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、本人、家族、市町村等の関係機関と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、在宅サービスの利用、生活の場の確保等について必要な調整を行うよう努めるものとします。

第9条（利用者の解約等）

- 1 利用者は、14日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することができます。
- 2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

第10条（事業者の解除）

事業者は、利用者及びその関係者が下記に示す行為により、この契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。この場合には、事業者は、本人、家族、市町村等の関係機関と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、在宅サービスの利用、生活の場の確保等について必要な調整を行うよう努めるものとします。

- ① 他の利用者及び職員等への暴力、暴言、恐喝、迷惑行為がある場合
- ② 自傷行為を繰り返すため自殺をする恐れがある場合
- ③ 他の利用者及び職員等へ宗教の勧誘行為、セールス行為、政治勧誘行為がある場合
- ④ 度重なる注意事項を無視し、当施設の規程類に従わない場合
- ⑤ 当施設の物品等を不当に破損したにも関わらず賠償しない場合
- ⑥ 申請に虚偽の記載があった時。

第 11 条（契約の終了）

- 1 利用者が他の介護保険施設等に入所又は入院し、又は要介護認定が受けられなかったこと等により、相当期間以上にわたり、この契約が目的とするサービスの提供が困難となった場合は、この契約は終了するものとします。この場合には、事業者は、速やかにその旨を利用者に通知するものとします。
- 2 入居者が特例入所対象以外の要介護 1、要介護 2 の認定を受けられた場合は、特別養護老人ホームへの入居対象とならず、この契約を終了するものとします。

第 12 条（事故時の対応等）

- 1 事業者は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な対応を迅速に行います。
- 2 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらない時は、この限りではありません。

第 13 条（秘密保持）

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、市町村、介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

第 14 条（苦情対応）

- 1 利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、生活相談員、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出る事ができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何ら不利益な取扱いも致しません。

第 15 条（契約外の事項等）

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者との協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づく施設サービスを対象としたものであるため、利用者がこれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

上記のとおり、施設サービスの契約を締結します。

令和 年 月 日

(利用者) 住所 _____
氏名 _____ 印
電話 _____

連帯保証人（家族等）

住所 _____
氏名 _____ 印

（ 立会人 ）
住所 _____
氏名 _____ 印

（注）「立会人」欄には、利用者本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

（事業者）所在地 〒242-0011 神奈川県大和市深見 2106-1

事業者名 特別養護老人ホーム ル・リアンふかみ

代表者名 三國 文 _____ 印